

会員規約改定につきまして

会費請求月の変更に伴い、会員規約を一部改定させていただきます。

第二章 会員

第 10 条（退会）

会員が本クラブを退会する場合は、会社所定の退会手続きを希望退会月の末日までに行うものとし、会費等その他未納金がある場合には、これを直ちに完納するものとします。

【変更後】

会員が本クラブを退会する場合は、会社所定の退会手続きを希望退会月の前々月末日までに行うものとし、会費等その他未納金がある場合には、これを直ちに完納するものとします。

例）9月から退会の場合⇒7月末日までに手続きを行ってください。

第 11 条（休会）

会員が本クラブの利用休止を希望する場合は、会社所定の休会手続きを希望休会月の前月末日までに申請し、会社の承認を得るものとします。

休会期間は、月単位とし、6ヵ月から最長2年間とします。2年を経過して復帰しない場合は、退会となります。休会中は月会費の支払いは免除とします。

【変更後】

会員が本クラブの利用休止を希望する場合は、会社所定の休会手続きを希望休会月の前々月末日までに申請し、会社の承認を得るものとします。

休会期間は、月単位とし、6ヵ月から最長2年間とします。2年を経過して復帰しない場合は、退会となります。休会中は月会費の支払いは免除とします。

例）9月から休会希望の場合⇒7月末日までに手続きを行ってください。

第三章 入会金・会費

第 15 条（会費等の支払い）

会員の会費等の支払いは、原則的に民間金融機関の預金口座振替によるものとします。月会費は、当月分を当月 20 日（当日が休業日のときは翌営業日）の口座振替による支払いとします。

【変更後】

会員の会費等の支払いは、原則的に民間金融機関の預金口座振替によるものとします。月会費は、翌月分を当月 20 日（当日が休業日のときは翌営業日）の口座振替による支払いとします。

付則

本規約は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。